

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成20年9月4日(2008.9.4)

【公開番号】特開2008-39329(P2008-39329A)

【公開日】平成20年2月21日(2008.2.21)

【年通号数】公開・登録公報2008-007

【出願番号】特願2006-216674(P2006-216674)

【国際特許分類】

F 2 4 F	6/00	(2006.01)
F 2 4 F	7/00	(2006.01)
F 2 4 F	6/02	(2006.01)
F 2 4 F	1/00	(2006.01)
B 0 1 D	46/00	(2006.01)
F 0 4 D	29/28	(2006.01)
F 0 4 D	29/44	(2006.01)

【F I】

F 2 4 F	6/00	B
F 2 4 F	7/00	A
F 2 4 F	6/02	Z
F 2 4 F	1/00	3 1 1
B 0 1 D	46/00	F
F 0 4 D	29/28	E
F 0 4 D	29/28	H
F 0 4 D	29/28	J
F 0 4 D	29/44	F

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月16日(2008.7.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

吸い込み口と吹き出し口を有する本体と、

この本体内に設けられ、前記吹き出し口と連通された吐出口及び両側に吸気口を有するファンと、

前記吸い込み口に設けられた空気清浄用フィルターと、

前記ファンの一方の吸気口と前記空気清浄用フィルターに隣接して設けられた開口部とに連通され、内部に加湿手段を有する加湿空気流路と、

前記ファンの他方の吸気口と前記空気清浄用フィルターに隣接して設けられた開口部とに連通された清浄空気流路と、

を備え、

前記ファンにより前記吸い込み口から吸い込まれ、前記空気清浄用フィルターで清浄された清浄空気及び加湿された加湿空気は、前記加湿空気流路と前記清浄空気流路との2つの流路で流れることを特徴とする加湿機能付き空気清浄機。

【請求項2】

前記ファンの羽根車内を左右に仕切る仕切板により前記羽根車を左羽根車と右羽根車と

に区画し、前記ファンの前記左羽根車が前記加湿空気流路となり、前記ファンの前記右羽根車が前記清浄空気流路となるようにしたことを特徴とする請求項1記載の加湿機能付き空気清浄機。

【請求項3】

前記左羽根車と前記右羽根車の回転軸方向幅の比を、前記加湿空気流路と清浄空気流路との風量の和が、予め定めた空気量となり、且つ、前記加湿空気流路の風量が予め定めた加湿量が得られるように定めたことを特徴とする請求項2記載の加湿機能付き空気清浄機。

【請求項4】

前記加湿空気流路内に、前記加湿空気を遮断する遮断手段を備えたことを特徴とする請求項1～3のいずれかに記載の加湿機能付き空気清浄機。

【請求項5】

前記ファンの両側の吸気口は、ファンのスクロールに形成された左吸気口及び右吸気口からなり、

前記ファンのスクロール内を前記左羽根車及び右羽根車に対応させて左右に仕切る仕切板により前記スクロールを左スクロールと右スクロールとに区画し、前記左スクロールが前記加湿空気流路となり、前記右スクロールが前記清浄空気流路となるようにしたことを特徴とする請求項2または3記載の加湿機能付き空気清浄機。

【請求項6】

前記加湿空気流路と前記清浄空気流路を連通する連通路と、
この連通路と前記加湿空気流路の分岐点に設けられ、前記連通路と前記加湿空気流路との開閉を各々切り換える切換手段と、
を備えたことを特徴とする請求項1～3、5のいずれかに記載の加湿機能付き空気清浄機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

この発明に係る加湿機能付き空気清浄機は、吸い込み口と吹き出し口を有する本体と、この本体内に設けられ、前記吹き出し口と連通された吐出口及び両側に吸気口を有するファンと、前記吸い込み口に設けられた空気清浄用フィルターと、前記ファンの一方の吸気口と前記空気清浄用フィルターに隣接して設けられた開口部とに連通され、内部に加湿手段を有する加湿空気流路と、前記ファンの他方の吸気口と前記空気清浄用フィルターに隣接して設けられた開口部とに連通された清浄空気流路と、を備え、前記ファンにより前記吸い込み口から吸い込まれ、前記空気清浄用フィルターで清浄された清浄空気及び加湿された加湿空気は、前記加湿空気流路と前記清浄空気流路との2つの流路で流れるものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

この発明は、両側に吸気口を有するファンと、吸い込み口に設けられた空気清浄用フィルターと、ファンの一方の吸気口と空気清浄用フィルターに隣接して設けられた開口部とに連通され、内部に加湿手段を有する加湿空気流路と、ファンの他方の吸気口と空気清浄用フィルターに隣接して設けられた開口部とに連通された清浄空気流路と、を備え、ファンにより吸い込み口から吸い込まれ、空気清浄用フィルターで清浄された清浄空気及び加

湿された加湿空気は、加湿空気流路と前記清浄空気流路との2つの流路で流れるので、空気清浄能力と加湿能力のそれぞれの性能の確保を個々に行うことができる。